

令和2年度 第1回「富田林市人権尊重のまちづくり審議会」会議録

【日時】令和3年2月18日（木） 午前10時～12時

【場所】市役所3階 庁議室

【出席者】

中島 芳昭、松本 城洲夫、辰巳 真司、中山 佑子、山本 冬彦、隆崎 永子、
阪上 宏、梅澤 憲文、田村 賢一、田中 みのり、渡邊 ヒロミ、田中 洋、
鶴岡 弘美、金 和子、山口 純弘

（事務局）

土井（市民人権部長）、山本（人権・市民協働課長）、吉田（人権・市民協働課参事）、
笹野（人権・市民協働課長代理）、北村（人権・市民協働課人権・男女共同参画係長）
古門（人権・男女共同参画係）

【傍聴者】なし

【会議次第】

・議事案件

1. 【第2次富田林市人権行政推進基本計画】（令和2～4年度実施計画）に基づく「令和2年度実施事業」の報告について
2. 新型コロナウイルス感染症を理由とした人権侵害について
3. インターネットによる人権侵害について
4. 性的マイノリティへの支援について

【会議録】

○事務局

定刻になりましたので、ただ今より令和2年度「富田林市人権尊重のまちづくり審議会」を開催させていただきます。委員のみなさまには、大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症対策としまして、本日は1時間後の11時頃に5分程度の休憩を入れ、部屋の喚起をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

まず、会議に先立ちまして、この度、新しく委員となられた方や交代された委員がおられますので、事務局よりご紹介をさせていただきます。3号委員としまして、富田林市町総代会より、阪上 宏様です。よろしく願い申し上げます。また、本日の審議会ですが、委員の皆さま全員ご出席をいただいておりますので、本審議会は成立しておりますこと

を、まずご報告させていただきます。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。市民人権部長の土井です。人権・市民協働課参事の吉田です。同じく、課長代理の笹野です。人権・男女共同参画係長の北村です。人権・男女共同参画係の古門です。そして、私が人権・市民協働課長の山本でございます。よろしくお願いいたします。

会議録の作成にあたりましては、前年度から引き続き、個人名を表記して公開することとなっておりますので、併せてよろしくお願いいたします。

では、これより議事、進行につきましては、審議会規則により会長が議長となることとなっておりますので、中島会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○中島会長

皆さんおはようございます。中島でございます。新型コロナウイルス感染症の拡大がまだまだ続いております。このような状況ではありますが、令和2年度富田林市人権尊重のまちづくり審議会にご参加いただきました委員の皆さま、並びに本会議を準備いただきました事務局の方々に感謝申し上げます。

密を避けるために、隣同士の席の間にパーテーションを置き、マスク着用での会議となり、何かとご不便をおかけするかと思いますが、ご理解ご協力の程、よろしくお願いいたします。

本日の案件としましては、①第2次富田林市人権行政推進基本計画の「令和2～4年度実施計画」に基づいた令和2年度実施事業のご報告、②新型コロナウイルス感染症を理由とした人権侵害、③インターネットによる人権侵害 ④性的マイノリティへの支援について、でございます。議事案件も多く、また限られた時間ではございますが、委員のみなさまからご忌憚のないご意見を賜りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日はマイクを使用せずに進めさせていただきますので、ご発言いただく方は可能な限り、大きな声でご発言いただきたいと思います。

早速審議に入らせていただきますが、委員の皆様方には、事前に資料を配布させていただいておりますが、お持ちいただいておりますでしょうか。

それでは一つ目の案件であります第2次富田林市人権行政推進基本計画の令和2年～4年度実施計画に基づいた令和2年度実施事業について、事務局の方からご報告をお願いいたします。

○事務局

まず、この冊子につきまして、平成31年度より10年間の計画期間となっている「第2次富田林市人権行政推進基本計画」を着実に取り組んでいくため、より具体的に示しました「令和2年度（今年度）～令和4年度までの3か年による第1期 実施計画」を昨年度の本審議会でご意見をいただき作成したところです。その実施計画の中で記載しております取り組み項目と令和2年度実施の本市事業を紐づけし、一覧としたものでありま

す。それでは、冊子の内容についてご説明させていただきます。

先ほどもご説明いたしましたとおり、この冊子は令和2年度実施の事業を一覧としておりまして、その事業に関する実績や評価につきましては、次年度に調査照会をし、改めてまとめさせていただく予定となっております。

冊子の構成といたしましては、1ページから9ページまでが、人権行政を推進するにあたって、人権部局だけでなく全職員がすべての人の基本的人権を確立・保障するために自治体は存在するという、すなわち「自治体行政＝人権行政」を推進していくための体制や組織のあり方、職員へのアプローチなどの全庁的な取組みを掲載しています。10ページから36ページまでが、同和問題・子ども・女性をはじめとする各個別の人権課題に関わる取り組み事業を掲載しております。また、冊子の章末には、「気づき取り組みチェックシート」として、さきほども申し上げました基本計画の大きな視点の3つのうちの一つである「自治体行政＝人権行政」であるという認識の浸透度を●○を用いて表しております。

それでは、冊子1ページ人権行政の推進に関わる取り組み事業から順に簡単にご説明させていただきます。まず、「1. 推進体制の整備・強化」につきましては、全庁で横断的に推進していく「人権行政推進会議」や各職場に配置し人権課題に対して指導的役割を担う「人権教育・啓発推進員制度」、また、各人権に関する庁内外の職員研修などを掲載しています。次にP3「2. 市民との連携・協働」では、地域や市民参画を促進し、協働しながら取り組んでいるイベントや事業、また、民間団体やNPO 法人間でのグループ交流や支援を行っている事業を掲載しております。なお、P3の「SDGs パートナシップ制度」は、市内のSDGsの活動や普及啓発に取り組んでいる団体・企業にパートナーとして登録していただき、パートナー間の連携を促進し、市内におけるSDGsを推進することを目的として、今年度より始まっている新規事業となります。次にP6「3. 人権相談の充実・救済制度の整備」では、相談内容に応じた相談窓口や専門機関と連携をしながら、人権侵害を受けた人への救済をはかる相談事業などを掲載しております。つづきまして、P7「人権教育・啓発の取り組み」では、基本計画の大きな視点の一つである「市民主体の市民参画による啓発活動の創造」にありますように、市民が権利や自由の主体として自主的な取り組んでいただくためのイベントなどの事業を掲載しています。以上が、人権行政の推進に関わる取り組みにおける事業の一覧となります。

次に、冊子P10からは「さまざまな人権課題への取り組み」になります。

P10からの「同和問題への取り組み」におきましては、同和問題に対する正しい理解と認識を深めるための教育・啓発に関する事業ならびに、相談窓口・体制を記載しております。次に、P11からの「子どもへの取り組み」では、子どものいじめや虐待・貧困問題への支援や啓発、教育に関する取り組み事業を掲載しています。また、子ども自身が権利や自由の主体として認識できるような教育・啓発に関する取り組み事業も記載しております。P16からの「女性をめぐる取り組み」では、固定的な性別役割分担意識やDVをはじめとする女性へのあらゆる暴力、女性の自立支援などの取り組みに関する事業を掲載

しております。P20 からの「障がい者への取り組み」では、障がい者雇用への理解・促進、手話通訳・要約筆記をはじめとするバリアフリーの推進、偏見・差別意識の解消に関する取り組み事業を記載しております。P24 からの「高齢者への取り組み」では、社会参画への推進、就労に関する支援、また、高齢者虐待や権利擁護に関わる取り組み事業を掲載しております。次に、P27 からの「外国人市民への取り組み」では、外国人市民の声が届くように努める取り組みや地域の多文化共生の推進を中心とした外国人市民を含むすべての市民の平等を保障する事業を掲載しております。P30 からの「インターネットをめぐる取り組み」では、利用するにあたり自身の権利や相手の権利を尊重するための教育・啓発に関する取り組みや、インターネット上での人権侵害においての相談体制等についての取り組みを掲載しております。P31 からの「性的マイノリティへの取り組み」につきましては、性的マイノリティの児童や生徒へのきめ細かな対応を行うための周囲や教職員への理解促進、社会的慣行や各種手続き等の見直しに関する取り組みを掲載しております。なお、本課人権・市民協働課が今年度より実施・施行しております幼稚園・保育園の園児及び保護者を対象とした「絵本の読み聞かせ事業」や、性的マイノリティの人が気軽に集まることができ、普段の生活の悩みや情報交換の場としての「LGBT コミュニティスペース」、そして、「富田林市パートナーシップ宣誓証明制度」につきましても記載しています。P33 からは、「さまざまな人権課題」としまして、「HIV 感染者」「ハンセン病回復者」「犯罪被害者とその家族」「ホームレスの人」「その他人権課題」に関する支援や教育・啓発に関する取り組みを掲載しております。以上が、さまざまな人権課題への取り組みにおける事業の一覧となります。

次は「気づき・今後の取組みチェックシート」になります。P36 の次のページの「気づきチェックシート」1 ページ目をご覧ください。第 1 次の基本計画でも用いましたこの「気づきチェックシート」を、今回も、各課が人権行政に関する認識浸透度を●○ではかり、また浸透度を経年で比較する指標として作成いたしました。このシートは各所属課がそれぞれの人権課題に対して、実施している事業がある場合は●で表し、事業はないが各課題を認識している場合は○で表示しており、各課の人権課題に関する認識浸透度を表すシートとなっております。全体としましては、前回のシートと比較し、●○が 43 か所の増加となっております。取り組み事業を示す●につきましては、市民窓口課における性的マイノリティへの取り組みとして、印鑑証明書の性別欄を廃止した「印鑑登録事務」事業などが増加しております。次に、具体的な事業はないが、認識がある場合の○につきましては、主に増進型福祉・若者施策室が令和 2 年度より新設され、人権課題全般に関して業務の中で、心がけ・認識があるため○がついています。また、保険年金課では、普段の窓口における面、議会事務局では、議会傍聴人への配慮の観点から○がついております。「気づきチェックシート」に関しましては、少しずつ認識浸透度が増えてきているところではありますが、委員のみなさまから、以前よりご意見いただいております、基本計画の附帯意見にもある「すべての部署で人権行政に取り組む」ための政策推進部門との連携等にお

きましては、今年度、新型コロナウイルスの影響から十分に調整等ができなかったのが現状でございます。そのような中におきまして、各課に配置しております、人権教育・啓発推進員に向けて人権研修では、今年度もコロナ禍ではありましたが、書面による研修ではなく、講義型の研修を実施し、テーマについても、3年連続「性的マイノリティ」といたしましたところ、その成果とまでは言えないかもしれませんが、性的マイノリティに関する取り組みに〇がついた課もあり、一定の効果があつたと思っております。このことから、やはり、継続的に職員を対象に各個別の人権課題や人権の概念についての認識を深める研修や取り組みを行うことで、各課が「気づきチェックシート」での●〇を通して、各課の事業と人権課題の相関性に気づききっかけとなり、そこから「自治体行政は人権行政である」という認識を研修などでさらに醸成していくことが必要であると考えております。今後は、人権・市民協働課と政策推進部門が密接に連携を取りながら、職員一人ひとりの人権意識の向上が図ることができる人権研修や、あらゆるアプローチに取り組んでまいりたいと考えています。以上で、ご説明とさせていただきます。

○中島会長

ありがとうございます。

ただいま事務局より、昨年度策定いたしました令和2年～4年度の実施計画に基づく、令和2年度の各課の事業報告していただきましたが、委員の皆様からご意見・ご質問をいただきたいと思うのですが、その前に一つ確認したいことがございます。令和2年度に新しくできた課というご説明がありましたけれど、市長公室の何という課でしょうか？

○事務局

増進型地域福祉・若者施策推進室となります。

○中島会長

ありがとうございます。

それでは、ご質問・ご意見がございましたでしょうか。鶴岡委員どうぞ。

○鶴岡委員

30ページの(7)インターネットをめぐる取組みの中の①いのちの教育事業に関して、実は、昨日(一社)富田林市人権協議会主催で「いのちの教育」の講座を実施したのですが、以前の審議会において、他の委員から、地域教育協議会が保健センターに依頼をし、明治池中学校において「いのちの教育」の出前授業を実施したとお聞きしました。昨日の講座におきまして、実際に中学校で行われているように、保健センターの保健師さんをお招きして「いのちの教育」を実施しました。その資料の中で、平成25年度から保健師による講座を実施されており、25年度は3校の中学校での実施から始まり、平成29年度では4校の実施になり、令和2年度では5校が実施をしていると書かれています。中学校は富田林市内では8校ありますので、義務教育課程である中学校全校においてとても大切である性教育を含む「いのちの教育」を実施していただきたいと思います。また、保健師による出前授業を実施していない残りの学校につきまして、学校の保健室の先生が「い

のちの教育」などをされているのか、市内の中学校・同じ義務教育の間で差のないように、保健師を派遣する健康づくり推進課と教育委員会として全校で実施していくという方向性を出せるのかどうかを含めて、両課で調整・協議していただければと思います。

○中島会長

ただいま鶴岡委員よりのご提案として、担当課であります健康づくり推進課と教育指導室に、全ての中学校で保健師さんによる出前講座を実現するように事務局からの働きかけを行っていただければと思いますのでよろしく申し上げます。それでは、次、山本委員どうぞ。

○山本委員

先ほどの鶴岡委員のご提案に関連するものなのですが、教育委員会や学校現場の中での課題や取組みを、この冊子の人権教育事業としてももう少し明確に記載があっても良いと思います。例えば、クラスの中でマイノリティの問題をどう考えていくか、また多様な子どもたちにどう向き合っていくのか、個別の子どものあり方を見ていくためにも教育委員会や学校現場の課題とこの冊子での事業とを関連づけ、どう解決していくのかを考えた方がよいと思います。

○中島会長

ありがとうございます。山本委員より、主にご意見、ご質問も一部含まれておりますが、教育を担当している課に確認していただいて、現状どうなってるかということ、これは当然人権行政を進めていく上で連携も必要になってこようかと思いますが、マイノリティの問題をどこまで学校の中に浸透しているのかをご確認いただければと思います。何かこれにつきまして事務局としてありますでしょうか。

○事務局

この件につきまして、例えば性的マイノリティに関しましても教育委員会と調整をしておりますと、学校では人権教育は重要であるという認識のもと、取り組んでいただいておりますが、実施に関しては各学校の判断で行っており、一律に取り組んでいる状況ではないのが現状でありまして、今回いただきましたご意見を改めて教育委員会に強く申し入れしていきたいと考えております。

○山本委員

個別の課題は具体的な人権課題として出てきますが、その課題を含めて学校全体としてどのような人権教育を行うのかを考えるべきだと思います。

○中島会長

ありがとうございます。つづきまして田村委員お願いします。

○田村委員

三点ほどあります。一点目が、鶴岡委員や山本委員のご意見にもありますように、提案している意見の担当課がこの審議会に在籍していないため、事務局である人権・市民協働課だけでは対応できない状況にもどかしさを感じております。今後、本審議会のすすめ方

やあり方に工夫がないと、意見を聞いて担当課に伝えるだけの場になっていきます。以前の同和行政推進の審議会では、担当課の参加も多く、その場でのやり取りができましたので、そのような工夫をしていただければと思います。

二点目が、私は部落問題に関して問題意識を持ち、この審議会に参加しておりますが、この冊子に記載されているのは同和問題に関する事業については教育・啓発に係るものがほとんどであります。他の個別課題ではその他さまざまな取組みが記載されていません。部落問題に関して具体的には、教育・啓発を通してのアプローチと地域の環境等の改善を通してのアプローチがあるかと思います。富田林市においては、1963年から1993年まで法律を活用して、第1次のまちづくりを実施し、現在第2次のまちづくりの仕上げの時期にかかっています。その関係で市の住宅政策課とは関わるのですが、ほとんどこの冊子に反映されていないというところが気になるところであります。

三点目は、巻末の「気づき・取組チェックシート」では、この10年間程でずいぶん増えてはいますが、●○が全くついていないノーチェックの課もあるわけです。例えば、性的マイノリティの関係では市営住宅の入居資格としての施策があるにも関わらず、チェックがついていない。また、部落問題の関係で江戸時代の歴史人口学に関して、文化財課とやり取りさせていただいておりますが、文化財課もチェックがついていない。まちづくりの関係課においてバリアフリーの問題があるにも関わらずチェックがついていない、などがありますので、どこかの時期に行政の実務的な部分を含めて精査をしていただきたいと思います。個々の課の人権推進員を通して、それぞれの業務と人権の関わりについてチェックしていただいていると思いますが、今の仕組みをさらに充実していただき、各課の人権啓発推進員が、さまざまな人権課題に関する知識が必要であるとともに、市長をはじめ理事者が模範を示しながら、人権行政は市政において大切な柱であるということ徹底していただきたいと思います。

○中島会長

田村委員からの3点のご意見につきまして、事務局なにかありますでしょうか。

○事務局

貴重なご意見ありがとうございます。今いただきましたご意見につきましては、基本計画の附帯意見にも関連するご意見であり、重く受け止めさせていただきます。各課がそれぞれの事業や業務に対して、人権の視点で取り組んでいるかどうかには尽きるかと思わずし、それに関しましては、チェックシートにもありますように、まだ全課職員への認識が行き渡っていないという表れかと思えます。その認識を気づかせるのが人権・市民協働課の役割だと思えます。全職員の意識を変えるには時間もかかるかと思えますが、継続して工夫を凝らしながら取り組んでまいりたいと思えます。

○中島会長

ありがとうございます。それでは次に金委員、どうぞ。

○金委員

田村委員のご意見と重なってはいるのですが、以前にも指摘させていただいておりますが、この審議会で話し合ったことが、どれだけその他の担当課に伝わっているのかが見えてきません。また、他の審議会にもいくつか参加させていただきましたが、その審議会において、事業やプラン・計画に人権の視点が盛り込まれていないことを実感しています。この審議会で発言をしても、それが他でなかなか反映されないことを歯がゆく感じています。何か計画やプランなどを作成するときに、人権担当課が同席するなど、人権の視点を取り込んで計画を作成するという明確な位置づけが必要であると思います。それと同時に各課の人権教育・啓発推進員が地道に人権の認識を広めていくことが大切であると思います。

具体的な事業の内容ですが、巻末の「気づき・取組チェックシート」について、これはいつ時点で照会等かけたものでしょうか。また、この冊子が令和2年度の実施事業であり、今時点でこの冊子をいただきましても、まもなく令和3年度がはじまります。コロナの関係もありましたが、出来ればもう少し早めにいただけましたら、令和2年度の事業の様子がより早くわかったのではないかと思います。また、28 ページ「外国人市民への取組み」事業の部分ですが、②外国人市民の声が市政に届くように努めますという項目で、掲載の事業では情報をきちんと外国人市民に届ける事業は記載いただいておりますが、市政に届くという段階がなかなか難しく実施できていないのかなという気がします。情報をきちんと多言語で外国人市民に伝え、それを市政へフィードバックするような仕掛けを考えていただきたいと思います。

③多文化共生推進指針を現状に対応できるよう見直し、市民と外国にルーツを持つ人との共生の推進を図る項目におきまして、外国人市民への支援は進んできていると思いますが、地域と外国人市民とが交流して共生を図る仕掛けが少ないように感じます。今後、共生について行政としてどのようなことが出来るとお考えなのかお聞き出来たらと思います。

○事務局

「気づき・取組チェックシート」につきまして昨年12月から今年1月に各課に照会をかけさせていただき、とりまとめたものであります。

冊子に関しましては、金委員のご指摘のとおり、令和2年度も年度末に差し掛かろうとしておりますので、次年度以降は早めに取りまとめ、出来上がり次第、審議会委員のみなさまにお配りさせていただきます。

また、外国人市民との共生に関しましては、担当課としましても外国人市民への支援に関しては進んできておりますが、共生に関しては手薄であると思っております。コロナ禍の状況ではありますが、何かしらの市民へ向けた啓発やアプローチ、市民と外国人市民の方が集えるような交流の場などの仕掛けを今後行っていく必要があると認識しています。

○中島会長

ありがとうございます。次に山口委員お願いします。

○山口委員

発言前になりますが、聞こえにくい部分等もありますので、次回以降出来ればマイクをお願いしたいと思います。

各課の事業に関する報告等はこの冊子に書いてあるとおりでであると思いますが、費用対効果を考えるという意味ではありませんが、具体的な内容としてどれぐらいの参加人数でどうなっているのかが見えにくく思われます。また、先ほどのお話でありました人権の視点を取り入れるというものをもう少し踏み込んだ話として、計画やプランに関して人権の視点のチェック項目を設けてはどうかと思います。計画やプランにおいて、チェックシートで人権の視点を取り入れたかをチェックできるような仕組みを作り、それに基づいて評価をしていただいた方が、各課も人権の視点に気づくきっかけにもなると思います。また、計画やプランの策定において一番聞くべきは当事者や関係者の意見や声であると思いますし、講座や研修においては受講者の意見や声を聞くべきであり、それを反映させた施策にするべきであると思います。そのためにも、人権の視点を取り入れたチェックシートが必要ではないかと考えます。

○事務局

この冊子に関しましては、山口委員のご指摘のとおり、こういった事業を実施しているという報告に留まっているのが現状でございます。ご提案のとおり、各課事業をするにあたって、このような人権の視点を入れていきますというような記述や人権の視点から評価していただくような記述に変えてもらうようにするとともに、「気づき・取組チェックシート」におきましてもどういった考えで●○を付けたのかがわかるような形で報告書を変えていきたいと考えております。

○中島会長

ありがとうございます。それでは、辰巳委員お願いします。

○辰巳委員

2点ありまして、まず1ページの「行政従事者に対する研修」におきまして、先日の東京オリンピック組織委員会での発言にありましたように、トップとしての人権意識は非常に大切でありますし、是非市長にお伝えいただきたいのですが職員の研修の中に市長をはじめ理事者・管理職への研修を位置づけるべきではないかと考えています。河内長野市では、管理職への人権研修を実施した時に、市長をはじめ理事者も参加されているということですので、その点も踏まえて市長に伝えていただければと思います。これに関連して、行政従事者の研修の中に、市の指定管理に任せている団体があると思いますが、指定管理者の人権研修もここに含まれるのかどうか分かりませんが、過去にも指定管理者からの差別事象があった経緯もありますので、指定管理者への人権研修も考えていただきたいと思います。

2点目は、30ページ「インターネットをめぐる取組み」で富田林市では取り組めていない課題であるモニタリングにおいて富田林市民に関わって、どういった人権侵害が発生

しているのか行政として把握する必要があると思いますので、そういったことも踏まえて検討いただきたいなと思います。

○中島会長

ありがとうございます。指定管理者に対する研修につきまして、現状はどうなっておりますでしょうか。

○事務局

市が指定管理者へ直接人権研修を実施することはありませんが、各課に配置しております推進員の研修の中で、研修の内容については各課の職員だけではなく、所管する指定管理者の職員にも周知していただくようお願いしております。しかしながら、辰巳委員からいただきましたご意見・過去の事象含めまして再度、周知徹底していきたいと考えております。また、理事者につきましても、機会があるごとに申し出させていただきます。

○中島会長

ありがとうございます。他にご意見・ご質問ありますでしょうか。

なければ、案件2に移りたいと思います。案件2に移る前に、審議会開始から1時間程経過しますので、換気を含めて5分程休憩といたします。

(5分休憩)

○中島会長

休憩前に戻ります。次に②「新型コロナウイルス感染症を理由とした人権侵害」について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、新型コロナウイルス感染症を理由とした人権侵害について、市の取り組みをご報告させていただきます。

昨年から新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、外出の自粛や人との関わり方の変化など、これまでと違った生活スタイルが始まりました。さらに収束の見通しがつかない中、ウイルスへの不安から、感染された方や、そのご家族、また医療従事者や介護関係者、さらには感染者が確認された施設や店舗などに対して、差別、偏見、誹謗中傷、いじめなどの人権問題が起きています。それと同時に、インターネット上では、新型コロナウイルス感染症に関する不確かな情報やデマが流れ、人々の心理に大きな影響を与えています。このような状況を鑑み、市として、新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見をなくし、みんなで支えあいながらこの難局を乗り越えていけるよう令和2年9月30日に「新型コロナウイルス感染症をみんなで乗り越える富田林市人権尊重メッセージ」を発信しました。メッセージの内容は、本日お配りさせていただいておりますA4サイズの1枚用紙のものです。

これは、市長が動画でメッセージを伝えるとともに、市内の公共施設に掲示しています。このほかの啓発といたしましては、市庁舎の屋上に、医療従事者等への感謝のブルーライ

トアップを実施しております。また、市の広報では、感染症による人権侵害が繰り返されることがないように、未知のウイルスに対する不安や恐れから、嫌悪、偏見、差別が生まれてしまうことと、今私たちが出来る向き合い方についての啓発記事と、昨年の夏以降、女性の自死が増えていること、一方で、平時から自死で亡くなる男性は女性よりはるかに多いこと、それぞれの原因について、コロナ禍での男女格差の顕在化やジェンダーの問題が考えられることについての啓発記事を掲載しました。

新型コロナ関連のさまざまなお困りごとやご相談については、「新型コロナウイルス関連総合案内」を設置し、国や府、市が取り組む支援策の情報提供や各種手続きのご案内を行っています。ご相談の多くは、減収に伴う各種の給付金制度に関することや、新型コロナ感染状況や健康不安に関することです。また、コロナ禍において、DVの増加や深刻化が懸念されていることから、国が新たに設置した、24時間受付の電話やメールでの相談に加えて、チャットでの相談は10か国の言語に対応している「DV相談プラス」を市の広報などの発行物、ウェブサイト、SNSで周知に努めています。また、本課が従来から実施している「人権相談」「女性相談」については、緊急事態宣言下においても、実施場所を変更するなどしながら、継続した相談体制を維持しました。なお、本課での相談においては、新型コロナウイルス感染症を理由とした人権侵害事象に関する相談はありませんでした。DVの相談についても、顕著に増加を感じていることはありませんが、被害者が相談したいという気持ちになったときにすぐに助けを求めていただけるよう、引き続き、相談窓口の周知に努めたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症が、経済に打撃を与えた影響による生活保障といたしましては、国の特別定額給付金において、本課では暴力などの事情により、世帯主とは別に給付金を受け取ることができる、DV特例による確認書の発行業務を担い、他部署と連携を取りながら、きめ細やかに対応いたしました。

これらの新型コロナウイルス感染症に関する情報を随時発信しています。具体的には、市のウェブサイトにおいて新型コロナウイルス感染症関連まとめページを作成しています。ウェブサイト全体の翻訳サービスを導入していますが、加えてNPO法人とんだばやし国際交流協会さんのご協力も得ながら、やさしい日本語での情報発信ページを作成し、国・大阪府・他機関といった多言語での情報提供元への外部リンクも行っています。また、市長メッセージを動画で配信することが多くなりましたが、その際には職員が同時手話通訳をしております。以上、代表するものではございますが、新型コロナウイルス感染症を理由とした人権侵害について、市の取り組みをご報告いたします。

○中島会長

ありがとうございます。新型コロナウイルス感染症を理由とした人権侵害への対応について、市の取り組みを報告していただきました。これにつきましては、本日ご参加いただいている委員の皆様のそれぞれの立場や所属されている団体等の活動の中で、新型コロナウイルス感染症に関連した人権課題への具体的な取り組みや課題等をご紹介いただ

きたいと思います。いかがでしょうか。

こちらの方で指名させていただいて誠に恐縮なのですが、田中みのり委員お話しただけですでしょうか。

○田中みのり委員

富田林市企業人権協議会の田中と申します。私自身が病院の職員ですのでその経験を申しあげます。

本院全体で、職員をあげて取り組んでいるのはトリアージなのですが、新型コロナの感染の可能性のある方は、院内に入れないということで、玄関で職員が立ち、全職員当番制であたっておりました。玄関先で熱を測ったり、問診を行ったりしております。それはどの病院でもされることだと思いますし、感染対策としてどの企業さんでもされていると思います。ただ、ちょっと困り事がありまして、例えばマスクをされない方や、消毒を拒否される方、また、消毒液を手につけ職員に投げつける方、マスクの装着をお願いした時に激高される方も一部いらっしゃいます。そういった方は、普段からの患者様においてもそういったケースの方が一定数いらっしゃるの、病院の職員は、そういったことに慣れてはおりますが、この時期にそういった方も増えてきておりますので、職員のモチベーションや士気がかなり下がっているのは事実でございます。

また、コロナの患者様にいつでも対応できるように看護師を配置しているのですが、その他の一般の患者さんもちろんいらっしゃいますので、その方への対応ができる看護師も確保しないといけないという現状から、かなり人出が足りなくなってきており、かなり疲弊感がたまってきております。特に病院における労務管理の面でもかなり厳しく言われていますので、働き方改革の一環として、その看護師や医師の働き方改革として、有給休暇を取ることを、また残業を減らしなさいという締め付けも一方であります。そのすべてをクリアしていくことになると、かなりしんどいという実感があります。

また、ボーナスも下がったという状況で、病院としても体力、組織力が落ちてきているというのが現状でございます。この状況を病院の職員ではどうすることもできませんので、富田林市のコロナメッセージにもありますように、一人ひとりの意識に頼るしかないのかなというのが、率直な感想でございます。

○中島会長

ありがとうございます。他の委員さんで、ご発言いただける方はありますでしょうか。

それでは、中山委員どうぞ

○中山委員

富田林市議会議員の中山佑子と申します。やはり市長からのメッセージの声もちろん素晴らしい事なのですが、やはり議員としては、新型コロナウイルス感染症に関する条例を制定すべきだったなと今思っています。河内長野市では議員提案で制定されておられまして、隣の市ができて何故富田林市ができないのだって言われたこと少し悲しく思っています。私は無所属で1人会派でありましてできないのですが、会派を持っておら

れる辰巳議員に協力要請して、やっていけないのではないだろうか考えると、私自身がまだ無力であったと思っています。地方自治研究機構が、令和3年2月9日にこの新型コロナウイルス感染症に関する条例について記事を発表しているのですけれども、現在全国では、2月9日の段階では52自治体で条例を制定しています。都道府県が12条例、市町村が40条例です。内容としましては、それぞれの自治体の状況も踏まえて、様々な規定が盛り込まれているのですが、やはり数が最も多いのが、新型コロナウイルス感染症等に対する不当な差別の禁止や人権擁護に特化した条例です。もちろんこの条例は河内長野も一緒なのですが、私自身が気づいたのが8月20日的那須塩原市新型コロナウイルス感染症患者等の人権の保護に関する条例を制定発表して、これが報道されたことで全国の自治体で同様の条例が制定されており、このような良いことは真似すべきであると思いますので、本自治体においても市からの条例制定が可能でありますので、何かしら対応することができたのではないのか。そのほうがメッセージよりも、遥かにやっぱり効果が大きいと考えますし、人権侵害の抑止効果も働くことから、何かしらこの委員としての、責務を全うできたのではないかと考えている次第です。

○中島会長

ありがとうございます。他にご発言はありますでしょうか。それでは金委員どうぞ。

○金委員

とんだばやし国際交流協会ですら仕事をしてしますので、その関係で少し外国人市民のことについてお話をさせていただきます。まず、ある方がおっしゃっていたのは、地域に住んでる中国と関係のある日本人に対して、「あの人中国と関係があるので、近寄ったらコロナが移るかもしれないから近寄るのをやめておこう」という話が聞こえたそうです。そういううわさが地域の中でありました。富田林市は、外国人市民の実習生がすごく多いのですが、昨年の春に、実習期間を終えて帰国予定だったのが、ベトナムから飛行機が飛ばなくなってしまって、日本に留まらざるを得なかったのです。その時に、1ヶ月ほどは住むところも会社が面倒を見るが、そのあとは対応できないということで、在留資格が、技能実習生の、任期が終わってしまった時点で自分たちがどうなるかわからないということで、すごく困っている人たちがいました。その後、市へ相談に行かれ、そこから、(一社)富田林市人権協議会で実施しておられるフードバンクを使って食糧支援を受け、在留資格に関しては国際交流協会が調べて、3ヶ月延長や6ヶ月延長の申請ができるという話をしたり、緊急小口資金が使えるという話など、いろんなところがサポートされました。結局その人たちは、7月に帰国することができて、すごくラッキーな例だったのですが、今実習期間が終わっても帰れないという実習生が全国に3万5000人以上いるというふうに聞いています。

その人たちの生活や在留資格など、日本政府もだんだんそれを緩和して延ばしてはいるのですけれども、やはりすごく大きい問題であると思います。

あともう一つ、ですけども留学生も今富田林市にたくさん来られていますが、学費を払

って生活をするというところでアルバイトをしながらも頑張っている人が多いのですが、このコロナの不況で、1人の留学生がアルバイトを解雇になり家賃も払えないということで、市の若者支援の方に連絡がいき、中国語の通訳をつけてきちっと話を聞いた方がいいということで、国際交流協会へこられました。通訳を交えて話をして、社会福祉協議会の緊急小口資金の申請に同行しました。その後、新しくアルバイト先も見つかり、家賃も払えたそうで、その人に関しては一件落ち着いたと思いますが、留学生たちの不安定な立場というのを垣間見たような事例がありました。

○中島会長

ありがとうございます。松本委員、何かご発言いただけますでしょうか。

○松本副会長

病院に行きましたら、人と人の距離を保つことをアピールする看板があり、そこに「Social distance」と書いてあります。もともと「Social distance」というのは社会的距離という意味で、社会学の用語です。ところが、WHOは、この表現をやめて、「Physical distancing」という、身体的物理的距離を保つという表現に変えようと提唱しています。なぜかというと、ヨーロッパやアメリカの社会で、この「Social distance」という表現は、民族的・人種的な隔離を表す用語として使われることがあり、それが「コロナをきっかけとした差別」と結びつくからです。ですから、「Social distance」は、むしろ差別的なニュアンスを持った言葉として使われる危険性があります。そこで、表現を変えようと提唱しています。もともと「Society」というのは、個人と個人が、近代市民社会が生まれた時に社会を構成する一番の基本となっています。その個人と個人の間に関係というのは、お互いに個の自由と生存を守り合い、攻撃したり、差別したりせず、友愛で結ばれる場を想定しています。日本では、この「Society」が「社会」と訳されていますが、まだまだヨーロッパ型の社会になっていない状況があります。

明治期の知識人は、英語などの翻案にあたって、できるだけ原意に近い日本語を使おうとしました。例えば、「Liberty」を「自由」と訳しました。ところが日本にあったこの熟語の意味は、子どもを自由にしておくとわがまま身勝手になってしまうというような悪い意味で使われていました。しかし、まず自分が「考え、決め、実行する」ということの大切さから、条件付で「自由」と訳しました。福沢諭吉などは、「自由とは、一身の好むまゝに事を為(な)して窮屈なる思なきを云う。」とした上で、「我儘放蕩の趣旨に非らず、他を害して、私を利するの義には非らず」と、自由の範囲を設定して、条件付きで「自由」という翻案を認めました。

ところが、「Society」に対応した割合意味が近い言葉として古くから日本にあった「世間」という熟語を、「Society」の翻案にしませんでした。それは、「世間」も「社会」も類似の輪郭を持った表現であっても、その背景が全く異なっていることに気づいていたからでしょう。一番はっきりしているのは、同調圧力が強い日本の「世間」と個人を基礎として成り立っているヨーロッパの社会との本質的な違いが認められたからでしょう。

当時明六社という、森有礼や福沢諭吉、中村正直、西周など教育啓蒙家たちは、世間とは訳さなかったのです。なぜかというとな世間という言葉には全く個人がない。そういうところで「Society」を「世間」と訳すとややこしいことになるため、訳語として、「仲間」「交際」「人間関係」「人倫関係」「社会」など、個人の交わりによって成り立つ訳語を作り、最終的に「社会」という訳語に落ち着きました。このように、「世間」はもともと日本にあった言葉で、「社会」は新しくできた言葉です。

人権行政を進めるにあたって、その担い手である市役所の職員に求められるのは、自分が人権の主体だという自覚でしょう。国の「人権教育・啓発基本計画」には、「人権とは、個人の生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために、必要不可欠な権利である」と説明されています。この自由と生存を確保して市民一人一人が幸せになるために市役所の仕事があるわけです。ところが、市役所の職員の方が、これを市民全てに繋がる自分事として捉えているのか、個人の生存と自由として人権を捉えているか、もし捉えていけば、サービスとして各業務を行なうというようにはならないと思います。もっと自発的にその施策自体が自分事として、取り組めるようになると思いますので、研修を徹底的にして欲しいと思います。

まずやはり自治体職員の人たちが、人権の本質を理解するということがとても大事です。その時にこの「Physical distancing」が表す個人と個人の身体的・物理的距離を保つということで、WHOは、「Physical」を使うようになって、これを奨励しております。個人の生存と自由を確保するということが、アムネスティ・インターナショナルの知人から、アメリカのフランクリン・ルーズベルト大統領が四つの自由こそが人権なのだということを1941年に提唱したと聞きました。ルーズベルト大統領は、連邦議会で演説した文章をそのままいろいろな国にメッセージとして発信しました。それは四つの自由、①言論・表現の自由、②信仰の自由、③恐怖からの自由、④欠乏からの自由。これらの自由がどこにいても確保されることが人権そのものであると書いています。「Freedom means the supremacy of human rights everywhere.」として、どこであっても自由というものが、「人権が至上であること」を意味しており、つまり自由・自立ということが人間の根幹であるということなのです。ただし自由・自立というものは、相手を排斥することではない、また相手に害を及ぼすことでもないのです。ところが日本では世間という形の中で、すぐ差別が起こる。また、外国でも、様々な人種差別が起こる。そのようなことから「Social distance」という言葉はまだ十分理解できていないため、もうやめようということになり、「Physical distancing」になったのです。ルーズベルト大統領の4つの自由こそが、人権は至上だという提言から、その後の日本で「Human Rights」＝「人権」と訳されるようになりました。世界人権宣言から新しい世界的な秩序として、それを提唱されたわけですが、日本で人権という意味を、自分事としてとらえている人がどれだけいるのか、どこまでいっても他人事のような風潮があります。やはりもっと徹底した人権教育を行って、人権は自分事なんだということからスタートする必要があると思います。

私もいろいろな市の人権審議会に関わってきましたけれど、富田林市の人権行政・人権課題への取組みや気づき取組みチェックシートは本質を捉えた他市にない方針ですので、あとは、この方針を担う職員の人たちがどれだけ人権というものを自分事としてとらえていくかということが大切だと思います。特に事務局を担っている人権・市民協働課は大変だと思いますが、よろしくお願い致します。

○中島会長

ありがとうございます。他にご発言ありますでしょうか。それでは山口委員どうぞ。

○山口委員

私は直接的に子どもの支援サポートに関わっています。主には、不登校の子どものサポートを行っており、コロナとの関係ですが、一つのことだけでなく複合的に連鎖していく問題っていうのがいろいろあると直接関わっていると感じています。子どもで不登校になる原因などいろいろあるわけですが、失業、例えば、普通に生活してきて、突然失業になってしまい、生活が困難になったりとか、失業まではいなくても、一時期休んでくださいと言われてたり、また、これまではあまり自宅にいなかった父親が帰ってきて、そこでいろんな家庭の中での問題が起きたり、家族関係そのものの影響が子ども自身の自傷行為につながったりなど複合的に色々なケースがあります。そのような中で、行政的な制度利用ができるか、また学校の先生方と協力しながら何ができるのかを考えた上でやってるんですが、コロナ禍の中で人権侵害が起きている子ども、お母さん、お父さん、それぞれの人権侵害が複合的に絡み合って、安心して、安全に生きていくことそのものがとても厳しい状況を迎えていますので、これまでひとり親家庭であったりとか、これまでしんどかった家庭がより深刻にしんどくなってる状況を感じています。

また、若者の自殺の問題、特に15歳から39歳の年齢の自殺率が年々上がっています。自殺関係の電話相談をやっておりますが、現状はこのコロナ禍もあり先が見えない状況であり、とても深刻になっております。

○中島会長

ありがとうございます。本来ならばお一人でも多くの方にご発言いただきたいのですが、時間の関係で、次の案件に移らしていただきたいと思います。3番目の案件であります。インターネットによる人権侵害について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局

近年、インターネットの普及によりまして、コミュニケーションの輪が広がり、便利になる一方で、インターネットを悪用した、他人への誹謗中傷、無責任なうわさ、個人情報の無断掲載、差別的な書き込み、インターネット上でのいじめなど、人権やプライバシーの侵害につながる情報が多く流れています。中には、誤った情報に基づいて、全く関係のない方々を誹謗中傷する書き込みまで発生しております。例えば、最近では、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（[いわゆるヘイトスピーチ](#)）や、全国の部落の所在地やその関係者の情報をネット上で公開するなど部落差別を助長するような内容の書き込み

やサイトが存在しています。また、昨年の5月には、テレビ番組の出演者が、番組をきっかけに SNS で誹謗中傷され、結果的に自殺に追い込まれるといった事件が発生するなど、インターネット上での誹謗中傷や人権侵害が後を絶たない状況にあります。こういったネット上の情報は、一旦、掲載されてしまうと爆発的な速さで拡散してしまい、個人の力で削除することは難しい状況にあります。

国においては、「表現の自由」に配慮しつつ、発信者の情報開示に関する法的な対応として、通称：プロバイダ責任制限法（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）で対応する一方、業界団体によるガイドライン等による自主規制（インターネット接続サービス等に係る事業者の対応に関するガイドライン）が行われていますが、ネット上での人権侵害に対する対応については、法的な規制は現在のところございません。人権救済機関として、法務局での救済制度はございますが、差別的な書き込みに対してはプロバイダへの削除要請という形にとどまり、法的な効力がないというのが実状です。

本市としましては、そういった事例があった場合は、まずは、やはり人権救済機関である法務局へ相談するとともに、啓発活動としては、人権啓発冊子による啓発や、また、人権擁護委員と大阪法務局と連携して、中学生に SNS などネット上の危険性を伝える「スマホ教室」を実施するなど、被害者や加害者にもならないための取組みを行っています。

今般のコロナ禍においては、今後、より一層ネット環境の整備が進むことが予想され、それに伴い、ネット上では不確かな情報も含めさまざまな情報が加速して氾濫すると思われるので、この審議会におきまして、委員のみなさまから、今後の取組みや、日ごろ感じておられることなどについて、ご議論いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○中島会長

ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、何かご意見はございますでしょうか。それでは金委員お願いします。

○金委員

2月13日に福島で地震がありました。そのあとに、ネット上で、朝鮮人と黒人が井戸に毒を投げ込んだというようなことが飛び交っていたみたいです。それも毎日新聞の記事で知ったのですが、改めてすごく怖いなと思いました。そういうことを知ると、私たちは何かあればすぐやり玉に上げられる存在なんだと改めて感じたので、皆さんにお伝えしておきたいなと思います。

○中島会長

ありがとうございます。他にございませんか。では、鶴岡委員お願いします。

○鶴岡委員

今ご説明が事務局の方からありましたけれども、実際にインターネットを通じた人権侵害が本当に横行していると思います。特にいろいろな分野で人権侵害やそういう情報

が流れているのですが、特に部落問題に関わっては、鳥取ループという名前であったりとか、同じメンバーなんですけれども、神奈川県の人権推進センターという名前で部落の所在地や、実際に自分たちが来て、町や村の様子を各家の表札や車のナンバーを映す動画をネットであげて、情報を晒しているというようなことがあったりします。

正しく部落問題やさまざまな人権問題を学ぶという意味でも、インターネットを活用するということはあると思いますが、何が本当で何が差別なのかということをしっかり見抜けるようなメディアリテラシーの教育というものも、やはり見る側の教育という意味でとても大切ではないかと思えます。特に小学生や中学生になると、携帯でいろいろなことを調べたりしていますが、すぐにわからないことや興味あることについては、ネットで調べるといっても今常識になってきてますので、その最初に選ぶ情報が本当に正しいものなのかどうかを見極められるメディアリテラシーの教育が、これからますます大切になっていくと思えますので、そういうことも含めて、学校教育や社会教育の中で、インターネットの分野についても教育してほしいと思えます。

○中島会長

ありがとうございます。他にございませんか。では、田村委員お願いします。

○田村委員

先ほど辰巳委員さんからもモニタリング関係の話がありましたが、ぜひ、富田林市も取り組んでいただきたいなと思えます。

それから部落問題に関わる関係で、本人の意思に関係なく、インターネット上で名前・住所・電話番号などが掲載をされている問題があり、そういうことを行っている方たちはもう確信犯で、先程の鶴岡委員の話にもあるような状況がずっと連続しております。本人の意思に関係なく、部落問題関係者リストのようなかたちで、江戸時代からの歴史的地名や経済状況・主な氏について掲載されています。

だからそのチェックをして、法務局やいろんな関係機関とも調整しながら、制限をしていくというような役割をぜひ、行政としてもやっていただきたいと思っています。先ほど鶴岡委員が言われているように、例えば、同和地区をインターネットで調べたら簡単にその地名に行きつき、そして、いわゆる部落問題に取り組んで、人権が大切にされるまちづくりを行っているというようなそんな情報という意味よりも、ほとんど非常に否定的な差別的な情報が、そのネットの中で、垂れ流しにされているというような状況を含め、そしてそのことに接した子供たちが、偏見を持ったり、刷り込まれたりするというような状況を含めて、特に、対人関係における差別事件というよりも、ネットの中でのやはり差別が非常に増加をしているというような状況等を含めてありますので、新たなものをチェックする仕組みが行政としても必要ではないかなと思えますし、そのような問題意識があるということでテーマにさせていただいてると思えますから、ぜひ、2021年度以降ですね、しっかりその分野に踏み込んだ取り組みをしていただきたいと思えます。

○中島会長

ありがとうございます。まだまだご意見もあると思いますが、次に進ませていただいてもいいでしょうか。それでは、4番目の案件、性的マイノリティへの支援について。事務局よりご説明をお願いします。

○事務局

委員のみなさまには、よくご存じの方もいらっしゃると思いますが、近年、LGBTをはじめとする性的マイノリティの方への支援が、さまざまな分野で取り組まれております。

国におきましては、東京オリンピックを見据えて、「LGBT 差別解消法案」（性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案）が国会で審議され、府におきましても、令和元年10月に、性の多様性の理解に関する条例（大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例）が制定されるなど、性的マイノリティに関する理解増進を図ることで性的マイノリティの人々に対する誤解や偏見・差別をなくし、すべての人が自分らしく生きることができる社会の実現をめざしています。

一方、全国の自治体では、「パートナーシップ制度」ということで、性的マイノリティの当事者が、お互いを人生のパートナーであると宣誓されたことを自治体として公に証明する制度を導入するところも増えてまいりました。本市におきましても、昨年7月1日に、この制度を導入しまして、現在2組のカップルが宣誓をされ、市として証明書を発行しているところです。

性的マイノリティの当事者に関しましては、2018年に民間会社が実施した調査によると、LGBT層に該当する人は8.9%（2012年5.2%/2015年7.6%）で、2019年に実施された別の民間会社の調査では、約10.0%という結果が出ております。このような中で、理解の促進やさまざまな支援が行われていますが、やはり、依然として、当事者自身は誰にも相談できないなど孤立感や生きづらさを感じ、周囲からは偏見や差別的な扱いを受ける現状があります。

本市では、パートナーシップ制度に加え、当事者やその家族、また支援者が気軽に集い、悩みなどを共有しあう地域の居場所として「LGBT コミュニティスペース」を今年度から開設しました。このコミュニティスペースの実施にあたりましては、長年、本市において、当事者やその家族の方に対する相談窓口である「にじいろホットライン」を実施してこられた「富田林市人権教育・啓発推進センター」にもご協力をいただきながら、継続して実施しております。また、その他にも、行政文書における性別欄の一斉見直しや、職員が窓口で適切な対応が行えるよう、「性の多様性に関する職員のためのサポートブック」を作成し、職員研修も実施するなど、職員への意識啓発にも取り組んでおります。

市としましては、性的マイノリティの人たちが安心して暮らすことができるよう取り組んでいくため、今後は、幼稚園など幼少期から性の多様性について伝えていけるような取り組みを展開していきたいと考えております。

今回、性的マイノリティに関する市の取り組みを報告させていただきましたが、委員の皆さまには、今後の取り組みや、ご自身の身近にあった事例等でも結構ですので、ご意見等を

いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○中島会長

ありがとうございます。それではただいまの報告について、ご質問、ご意見、いかがでしょうか。それでは、山口委員どうぞ。

○山口委員

人権教育啓発推進センターも協力させていただいております。

性的マイノリティにつきましては、まずやはり多様であるというのが第一であります。LGBTだけではなく、それ以外にも色々な方々がおられるという理解をしてもらうと同時に、当事者の方向けに行うことが大事なのですが、幅広く色々な方が集えるような窓口として、一つだけじゃなくて、さまざまな場所で集まる場を広げられたらいいのではないかなと思っています。

それと、受け入れる側、サポートする側の問題として、やっぱり、自分が知っている体験や勉強してきたことだけで支援を行うことは大事なことです。それだけでは留まらない問題や、知識や経験だけでは理解できない場合もあると思いますので、そういうことも、サポートする側の研修というのもとても大事だと思っています。

○中島会長

ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

ご意見がないようでしたら、以上で本日の案件を、終了させていただきます。多数のご意見、ご提言をいただき、ありがとうございました。最後に事務局お願いいたします。

○事務局

ありがとうございました。今回委員の皆さまからさまざまなご意見・ご提言をいただき、またご審議いただき本当にありがとうございました。人権というものが、人々の生存と自由を確保し、幸福を追求できる権利であるという認識並びに、自治体行政は人権行政であり、職員が自分事としてどれだけ人権を認識し、取り組むことが重要であるかということ

を、改めて考えさせられ、重く受け止めさせていただいている次第でございます。次年度に向けまして、本日いただいたご意見、ご提言について事業の見直しも含めて反映

させていただきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

本日は長時間のご審議ありがとうございました。

○中島会長

以上をもちまして本日の審議会を終わらせていただきます。

長時間ありがとうございました。